

「平成19年度改正意匠制度運用説明会テキスト」記載の運用の一部変更について

平成19年度改正意匠制度運用説明会へ寄せられたご意見・ご質問等を踏まえて検討した結果、「平成19年度改正意匠制度運用説明会テキスト」記載の運用の一部を変更することとなりましたので、ご注意下さい。

変更点は、以下の通りです。

[本編] 59頁

改正意匠法第10条（関連意匠）の審査運用について

5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(2) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠と類似している場合

先願が本意匠と関連意匠の関係であった場合

後願に対して本意匠のみを意匠法第9条第1項の拒絶理由として通知した後、関連意匠に補正された場合は登録します。

